

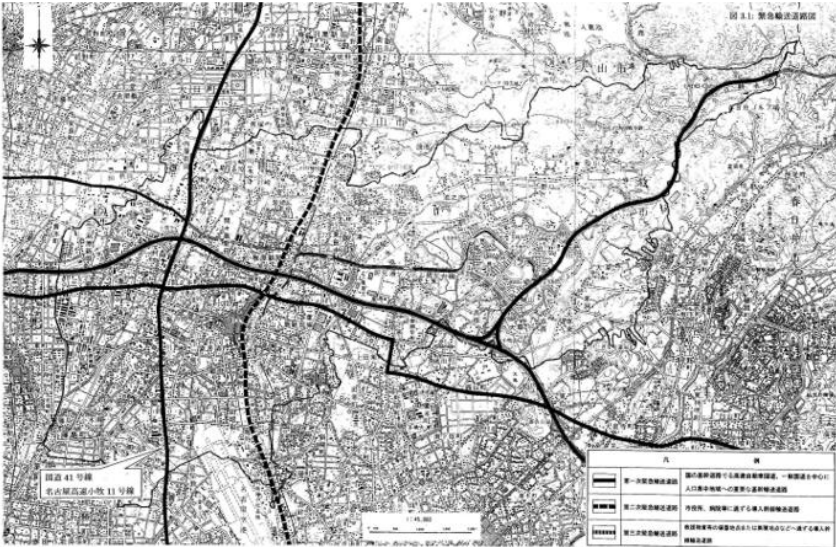
地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 11 月修正)	修正 (2024 年 11 月修正)	備考
	第 1 編 総 則	第 1 編 総 則	
	第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項	第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第 1 節 防災の基本理念	第 1 節 防災の基本理念	
16	また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>(追記)</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>住み続けられるまちづくりなど、SDGs の理念を意識し、</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	愛知県 SDGs 推進本部会議 (2019 年 7 月 16 日開催) を踏まえた修正
	第 5 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第 5 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱	
20	2 県関係機関 (2) 愛知県小牧警察署 ソ 緊急通行車両等 <u>の事前審査及び確認</u> を行う。 (略) (5) 愛知県春日井保健所 <u>(追記)</u> <u>ア</u> 災害時の医療調整防疫その他保健衛生に関する指示等を行う。	2 県関係機関 (2) 愛知県小牧警察署 ソ 緊急通行車両等 <u>確認及び確認証明書の交付</u> を行う。 (略) (5) 愛知県春日井保健所 <u>ア 尾張北部圏域保険医療調整会議を設置して、市町、災害拠点病院、医師会等の関係機関と連携・調整を行う。</u> <u>イ</u> 災害時の医療調整防疫その他保健衛生に関する指示等を行う。	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正 第 7 章との整合を図るため
23	6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (2) 小牧市医師会 ア 会員による <u>医療救護班を編成し、医療及び助産</u> の業務を行う。	6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (2) 小牧市医師会 ア 会員の <u>医師を派遣し、医療</u> の業務を行う。	令和 5 年 11 月 20 日付の「災害時の医療救護に関する協定」に則した修正
	第 2 編 災害予防	第 2 編 災害予防	
	第 1 章 防災協働社会の形成推進	第 1 章 防災協働社会の形成推進	
	第 2 節 自主防災組織・ボランティア団体との連携	第 2 節 自主防災組織・ボランティア団体との連携	
27	1 市における措置 <u>(追記)</u> 市は、自主防災組織が NPO・ボランティア等 (以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。)、消防団、婦人消防クラブ、企業、学校など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係 (ネットワーク) を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。	1 市における措置 <u>(1) 防災関係団体ネットワーク化</u> 市は、自主防災組織が NPO・ボランティア等 (以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。)、消防団、婦人消防クラブ、企業、学校など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係 (ネットワーク) を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。	防災基本計画に基づく修正

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 11 月修正)	修正 (2024 年 11 月修正)	備考
	<u>(追記)</u> <u>(1) 自主防災組織の推進</u> <u>(略)</u> <u>(2) 防災ボランティア活動の支援</u> (略) イ 防災ボランティア活動の環境整備 阪神・淡路大震災においては、ボランティア団体による活動が、被災地の復旧に大きく貢献した。 今後もこのようなボランティア団体による活動が期待されるが、本市においても、ボランティア活動に対する意識を高め、災害ボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行うとともに広範囲な活動を展開できるよう、市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図り、災害時にボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 (略) <u>(3) 連携体制の確保</u> (略)	<u>(2) 災害ボランティア支援センター</u> 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、小牧市地域防災計画等において、災害ボランティア支援センターを運営する者（小牧市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。 特に災害ボランティア支援センターの設置予定場所については、小牧市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。 <u>(3) 自主防災組織の推進</u> <u>(略)</u> <u>(4) 防災ボランティア活動の支援</u> (略) イ 防災ボランティア活動の環境整備 阪神・淡路大震災においては、ボランティア団体による活動が、被災地の復旧に大きく貢献した。 今後もこのようなボランティア団体による活動が期待されるが、本市においても、ボランティア活動に対する意識を高め、災害ボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行うとともに広範囲な活動を展開できるよう、市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り</u>、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 (略) <u>(5) 連携体制の確保</u> (略)	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 11 月修正）	修正（2024 年 11 月修正）	備考
	第 2 章 建築物等の安全化	第 2 章 建築物等の安全化	
	第 2 節 交通関係施設等の整備	第 2 節 交通関係施設等の整備	
37			愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画の改定による修正
	第 3 節 ライフライン関係施設等の整備	第 3 節 ライフライン関係施設等の整備	
40	3 ガス施設 (2) 緊急操作設備の強化 オ <u>(追記)</u> 通信設備 <u>主要拠点間の情報連絡、データ転送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。</u>	3 ガス施設 (2) 緊急操作設備の強化 オ <u>連絡・通信設備</u> <u>災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。</u>	防災業務計画の記載を踏まえた修正
	第 3 章 都市の防災性の向上	第 3 章 都市の防災性の向上	
	第 1 節 都市計画のマスタープラン等の策定	第 1 節 都市計画のマスタープラン等の策定	
52	1 市における措置 (1) 都市計画のマスタープランの策定 小牧市都市計画マスタープラン <u>(追記)</u> において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備 <u>(追記)</u> を促進する。	1 市における措置 (1) 都市計画のマスタープランの策定 小牧市都市計画マスタープラン <u>及び立地適正化計画</u> において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備 <u>や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化</u> を促進する。	都市再生特別措置法の改正に基づく修正

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 11 月修正）	修正（2024 年 11 月修正）	備考
	第 2 節 防災上重要な都市施設の整備	第 2 節 防災上重要な都市施設の整備	
52	実施担当 都市計画課、都市整備課、みどり公園課、区画整理課、<u>(追記)</u> 1 市における措置 (略) <u>(追記)</u>	実施担当 都市計画課、都市整備課、みどり公園課、区画整理課、<u>用地課</u> 1 市における措置 (略) <u>(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等</u> 市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。	防災基本計画に基づく修正
	第 3 節 建築物の不燃化の推進	第 3 節 建築物の不燃化の推進	
52 53	1 市における措置 (2) 建築物の不燃対策 (略) 特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建築物は、防火上、避難上の各種<u>の</u>措置の徹底を図っていくものとする。 (建築基準法の防火規制) ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等<u>は</u>、階数が 3 以上であるものあるいは規模に応じて、<u>また</u>、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。	1 市における措置 (2) 建築物の不燃対策 (略) 特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建築物は、防火上、避難上の各種<u>(削除)</u>措置の徹底を図っていくものとする。 (建築基準法の防火規制) ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等<u>(削除)</u>階数が 3 以上であるものあるいは規模に応じて<u>(削除)</u>一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。	表記の整理
	第 5 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第 5 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
61 62	4 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策<u>(追記)</u>など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	4 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、<u>デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u>など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	防災基本計画に基づく修正

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 11 月修正）	修正（2024 年 11 月修正）	備考
63	9 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 市災害廃棄物処理計画の策定 災害廃棄物対策指針（環境省 策定：平成 26 年 3 月、改定：平成 30 年 3 月）に基づき、平成 29 年 11 月に市災害廃棄物処理計画を策定した（令和 5 年 3 月改定）。本計画においては、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体（ <u>追記</u> ）との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	9 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 市災害廃棄物処理計画の策定 災害廃棄物対策指針（環境省 策定：平成 26 年 3 月、改定：平成 30 年 3 月）に基づき、平成 29 年 11 月に市災害廃棄物処理計画を策定した（令和 5 年 3 月改定）。本計画においては、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	防災基本計画に基づく修正
64			
	第 6 章 避難行動の促進対策	第 6 章 避難行動の促進対策	
	第 1 節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	第 1 節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	
65	1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、広報車による広報やツイッ	1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、広報車による広報や X・フェ	名称変更のための修正
66	ター・フェイスブックなどの SNS、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP 通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。	イスブックなどの SNS、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP 通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。	
	第 7 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第 7 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
71	■ 基本方針 ○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、（ <u>追記</u> ）ボランティア（ <u>追記</u> ）団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。	■ 基本方針 ○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、 <u>NPO</u> ・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。	表記の整理
	第 1 節 避難所の指定・整備等	第 1 節 避難所の指定・整備等	
72	1 市における措置 (2) 指定避難所の指定 <u>カ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配</u>	1 市における措置 (2) 指定避難所の指定 <u>（（3）に統合）</u>	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 11 月修正)	修正 (2024 年 11 月修正)	備考
73	<u>慮するよう努めるものとする。</u> <u>キ</u> (略) <u>ク</u> (略) <u>(追加)</u> (参考) 第3編災害応急対策第10章より (5) 福祉避難所の設置等 (略) また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) (4) 避難所の破損等への備え (略)	<u>カ</u> (略) <u>キ</u> (略) <u>(3) 福祉避難所の整備</u> <u>ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</u> <u>イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> <u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u> <u>エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> (4) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) (5) 避難所の破損等への備え (略) (6) 避難所の運営体制の整備	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 11 月修正)	修正 (2024 年 11 月修正)	備考
	(5) 避難所の運営体制の整備 (略) イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>(追記)</u>	(略) イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u>	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
74 76	実施担当 要配慮者対策は、以下の区分による。 <u>障がい者・高齢者</u>:福祉総務課、地域包括ケア推進課、<u>障がい福祉課</u>、介護保険課 外国人:多文化共生推進室 <u>(追記)</u>	実施担当 要配慮者対策は、以下の区分による。 <u>障がい者・高齢者</u>:福祉総務課、地域包括ケア推進課、<u>障がい福祉課</u>、介護保険課 外国人:多文化共生推進室 <u>災害ケースマネジメント:関係各課</u>	防災基本計画の修正に伴う修正
77	1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略) (4) 避難行動要支援者対策 ウ 個別避難計画の作成等 (ア) 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>(追記)</u> (略) <u>(追記)</u> (略)	1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略) (4) 避難行動要支援者対策 ウ 個別避難計画の作成等 (ア) 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> (略) <u>(エ) 県及び名古屋地方気象台による取組の支援</u> 県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。<u>また、名古屋地方気象台は、市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。</u>	愛知県災害多言語支援セン

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 11 月修正）	修正（2024 年 11 月修正）	備考
	(5) 外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在日</u>外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 (略) オ 災害時に多言語情報の提供 <u>(追加)</u> を行う愛知県災害多言語支援センターとの連携を推進する。 <u>(追記)</u>	(略) (5) 外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>(削除)</u>外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 (略) オ 災害時に多言語情報の提供<u>等</u>を行う愛知県災害多言語支援センターとの連携を推進する。 <u>(6) 災害ケースマネジメント</u> <u>県及び市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u>	ターの設置体制の見直しを行っているため 防災基本計画の修正による。
	第 8 章 火災予防・危険性物質の防災対策	第 8 章 火災予防・危険性物質の防災対策	
	第 2 節 消防力の整備強化	第 2 節 消防力の整備強化	
80	1 市における措置 (1) 常備消防力の強化 <u>消防車両整備計画</u>の整備計画に基づき車両の増強、予備消防資機材の整備、備蓄を図る。	1 市における措置 (1) 常備消防力の強化 <u>小牧市消防計画 第 3 章 消防力等の整備計画</u>に基づき車両の増強、予備消防資機材の整備、備蓄を図る。	計画名の見直し
	第 9 章 広域応援・受援体制の整備	第 9 章 広域応援・受援体制の整備	
84	■ 主な機関の措置 第 2 節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備 1 (4) 尾張中北 <u>(追加)</u> 指令センター	■ 主な機関の措置 第 2 節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備 1 (4) 尾張中北<u>消防</u>指令センター	機関名称の誤り
	第 4 節 防災活動拠点の確保等	第 4 節 防災活動拠点の確保等	
87	1 市及び県における措置 (略) なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館	1 市及び県における措置 (略) なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館	令和 6 年 1 月 30 日付消防災第 14 号消防庁国民保護・防災部防

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 11 月修正）	修正（2024 年 11 月修正）	備考
	等の輸送拠点について把握・点検するものと <u>する（追記）</u> 。	等の輸送拠点について把握・点検するものと <u>し、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u>	災課長通知に基づく修正
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第2節 職員の派遣要請等	第2節 職員の派遣要請等	
103	1 市における措置 （略） （4）被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型インフルエンザ等感染症対策のため、派遣職員の健康管理 <u>やマスク着用</u> 等を徹底するものとする。 （5）広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用 市内の医療資源ではあきらかに不足、若しくは不足が予想される場合は、 <u>消防署の受付に設置したインターネットに接続された専用端末より</u> 、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の入力状況を閲覧し、メール機能を用いて、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信するとともに収集した情報を指揮本部へ報告する。	1 市における措置 （略） （4）被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型インフルエンザ等感染症対策のため、派遣職員の健康管理 <u>（削除）</u> 等を徹底するものとする。 （5）広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用 市内の医療資源ではあきらかに不足、若しくは不足が予想される場合は、 <u>（削除）</u> 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の入力状況を閲覧し、メール機能を用いて、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信するとともに収集した情報を指揮本部へ報告する。	マスク着用の考え方の見直しに伴う修正（健康管理等にマスク着用を含む） 情報系端末でEMISの活用が可能になったため
	第3節 災害救助法の適用	第3節 災害救助法の適用	
103	1 県における措置 （略） （3）市町村への委任 （略） なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。	1 県における措置 （略） （3）市町村への委任 （略） なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。	改行ミスのための修正
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	第1節 地震情報等の伝達	第1節 地震情報等の伝達	
107	1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 （1）緊急地震速報 ア 緊急地震速報	1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 （1）緊急地震速報 ア 緊急地震速報	気象庁が使用する用語に統一

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 11 月修正）	修正（2024 年 11 月修正）	備考
	気象庁は、<u>（追記）</u>震度 5 弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級 3 以上を予想した場合に、震度 4 以上を予想した地域、または長周期地震動階級 3 以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上と予想等される場合、または長周期地震動階級 1 以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち<u>予想震度が</u>6 弱以上または長周期地震動階級 4 <u>（追記）</u>を特別警報に位置付けている。	気象庁は、<u>最大</u>震度 5 弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級 3 以上を予想した場合に、震度 4 以上を予想した地域、または長周期地震動階級 3 以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上と予想される場合、または長周期地震動階級 1 以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち<u>（削除）震度（削除）</u>6 弱以上または長周期地震動階級 4 <u>の揺れが予想される場合のもの</u>を特別警報に位置付けている。	地震情報の種類の変更
	第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報	第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報	
114	■ 主な機関の措置 第 1 節 被害状況等の収集・伝達 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告	■ 主な機関の措置 第 1 節 被害状況等の収集・伝達 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告	改行ミスの修正
	第 3 節 広報	第 3 節 広報	
120	3 各機関の措置 (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。 (略) ウ Web サイト掲載及び<u>ツイッター</u>などのソーシャルメディアによる情報提供	3 各機関の措置 (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。 (略) ウ Web サイト掲載及び<u>X</u>などのソーシャルメディアによる情報提供	名称変更のための修正
	第 4 章 応援協力・派遣要請	第 4 章 応援協力・派遣要請	
	第 2 節 応援部隊等による広域応援等	第 2 節 応援部隊等による広域応援等	
124	2 市における措置 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 市長等（市長から委任を受けた消防本部の長を含む）は、大規模な災害等が発生した場合は、知事に対して愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。なお、その要請の手順については、「小牧市<u>緊急消防援助隊受援計画</u>」に定めるものとする。	2 市における措置 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 市長等（市長から委任を受けた消防本部の長を含む）は、大規模な災害等が発生した場合は、知事に対して愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。なお、その要請の手順については、「小牧市<u>消防本部</u>受援計画」に定めるものとする。	計画名称の変更のための修正
125	(2) 緊急消防援助隊等の応援部隊の受入れ ア 緊急消防援助隊の派遣の決定を受けた市消防本部は、応援都道府	(2) 緊急消防援助隊等の応援部隊の受入れ ア 緊急消防援助隊の派遣の決定を受けた市消防本部は、応援都道府	改行ミスの修正

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 11 月修正)	修正 (2024 年 11 月修正)	備考
	県大隊等及び指揮支援隊を受け入れるため、速やかに次の各号の措置を行うとともに、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。 (略) イ 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次の事務をつかさどる。	県大隊等及び指揮支援隊を受け入れるため、速やかに次の各号の措置を行うとともに、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。 (略) イ 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次の事務をつかさどる。	正 改行ミスの修正
	第4節 ボランティアの受入れ	第4節 ボランティアの受入れ	
129	1 市における措置 (1) <u>小牧市社会福祉協議会ボランティア支援センターは市と協同で</u>小牧市史跡公園に必要な資機材を確保して速やかに災害ボランティア支援センターを設置し、コーディネーターの派遣を <u>NPO・ボランティア関係団体等に要請する</u>。なおこの際、愛知県に設置される広域ボランティア支援本部との情報交換と連携を十分に行いながら取り組む。 (2) 災害ボランティア支援センターに配置された行政職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や <u>資機材の提供等を行う等の支援を行う</u>ものとする。 2 コーディネーターの役割 (1) 小牧市災害ボランティア支援センターに <u>派遣された</u> コーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、受給調整等）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。 <u>(2) 必要に応じ、広報班を通じてボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。</u> (削除) <u>(3) コーディネーターは、行政機関、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるためにボランティア活動から本市の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。</u> <u>(4) ボランティアは、大きく分けて、一般労力提供型ボランティアと専門技術型ボランティアに区分することができ、専門技術型ボランティアについては、それぞれの団体の技能に応じた活動を依頼するものとするが、一般労力提供型ボランティアの活動内容は、主として次のとおりとする。</u>	1 市における措置 (1) <u>市は、小牧市社会福祉協議会と協同で</u>小牧市史跡公園に必要な資機材を確保して速やかに災害ボランティア支援センターを設置し、コーディネーターの派遣を <u>(削除)</u> ボランティア関係団体等に要請する。なおこの際、愛知県に設置される広域ボランティア支援本部との情報交換と連携を十分に行いながら取り組む。 (2) 災害ボランティア支援センターに配置された行政職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や <u>資機材や消耗品の確保・提供等の支援を行う</u>ものとする。 2 コーディネーターの役割 (1) 小牧市災害ボランティア支援センターの <u>コーディネーター</u>は、ボランティアの受入れ（受付、受給調整等）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。 <u>(2) (削除)</u> <u>(2) コーディネーターは、災害ボランティア支援センター（市・社会福祉協議会）を通して、各関係機関・ボランティア団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるよう (削除) 努めるものとする。</u> <u>(3) ボランティアは、大きく分けて、一般労力提供型ボランティアと専門技術型ボランティアに区分することができ、専門技術型ボランティアについては、それぞれの団体の技能に応じた活動を依頼するものとする。一般労力提供型ボランティアの活動内容は、復旧現場における危険の伴わない軽易な作業が中心となる。</u> <u>(削除)</u>	役割の整理 役割の整理 文章の修正 文章の修正 役割の整理 役割の整理 役割の整理 文章の整理 活動内容の整理

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 11 月修正)	修正 (2024 年 11 月修正)	備考
130	<u>ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達</u> <u>イ 炊き出し、その他の災害救助活動</u> <u>ウ 清掃及び防疫</u> <u>エ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分</u> <u>オ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業</u> <u>カ 災害応急対策事務の補助</u> 3 NPO・ボランティア関係団体等との連携 県及び市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、<u>情報を共有する場において</u>、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>把握し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。<u>(追記)</u>	3 NPO・ボランティア関係団体等との連携 県及び市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし</u>、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。<u>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u>	防災基本計画に基づく修正
	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策	
	第1節 救出・救助活動	第1節 救出・救助活動	
134	2 市における措置 (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「災害時における相互応援に関する協定」(尾張北部広域行政圏)、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」及び「小牧市<u>緊急消防援助隊</u>受援計画」の定めるところにより要請する。 (略) (5) 消防署における救助・救急の活動体制 <u>(追記)</u>	2 市における措置 (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「災害時における相互応援に関する協定」(尾張北部広域行政圏)、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」及び「小牧市<u>消防本部</u>受援計画」の定めるところにより要請する。 (略) (5) 消防署における救助・救急の活動体制 <u>消防署は、小牧市消防計画第11章地震対策計画に基づき、地震発生から72時間の初動体制における消防本部及び消防団が行う初動対応要領について定めた震災消防計画のとおり、活動を行うものとする。</u> ア 地震発生当初の活動体制 (略)	計画名称変更のための修正 小牧市消防消防計画 附属資料震災消防計画の作成に伴う更新
135	(8) <u>医療救護所</u>の設置及び運営と支援	(8) <u>救護所</u>の設置及び運営と支援	表記の整理(、

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 11 月修正)	修正 (2024 年 11 月修正)	備考
	ア <u>医療救護所</u>から医療機関へ傷病者を搬送する。 イ 配置する職員を確保できる場合に限り、<u>医療救護所</u>の開設、運営及びトリアージの補助を行うものとする。 ※「医療救護所」 記載ページ P. 136 (4 箇所), P. 144 (3 箇所), P. 145 (4 箇所), P. 146 (1 箇所), P. 147 (1 箇所)	ア <u>救護所</u>から医療機関へ傷病者を搬送する。 イ 配置する職員を確保できる場合に限り、<u>救護所</u>の開設、運営及びトリアージの補助を行うものとする。 ※「救護所」 記載ページ P. 136 (4 箇所), P. 144 (3 箇所), P. 145 (4 箇所), P. 146 (1 箇所), P. 147 (1 箇所)	「医療救護所」、を「救護所」に統一)
	第 2 節 航空機の活用	第 2 節 航空機の活用	
137	2 航空機の運用調整 (3) 調整事項等 航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行うとともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。 ア 自衛隊による局地情報提供に関する調整 イ 国土交通省に対する<u>緊急用務空域の指定</u>依頼	2 航空機の運用調整 (3) 調整事項等 航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行うとともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。 ア 自衛隊による局地情報提供に関する調整 イ 国土交通省に対する「<u>航空情報（ノータム）の発行</u>」依頼	防災基本計画に基づく修正
	第 6 章 消防活動・危険性物質対策	第 6 章 消防活動・危険性物質対策	
139	■ 主な機関の措置 第 3 節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画 2 (6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策 第 4 節 毒物劇物取扱施設対策計画 2 (2) 被害の拡大防止及び周辺住民等への情報提供	■ 主な機関の措置 第 3 節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画 2 (6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策 第 4 節 毒物劇物取扱施設対策計画 2 (2) 被害の拡大防止及び周辺住民等への情報提供	改行ミスの修正 改行ミスの修正
	第 1 節 消防活動	第 1 節 消防活動	
139	2 計画目標 (1) 消防隊の部隊運用 大地震の発生により火災等の災害が発生し、又は発生が予想される場合は、「小牧市地域防災計画」の定めるところにより、災害活動に専念するものとし、その組織は本計画によるほか「<u>小牧市消防計画</u>」の定めるところによる。 (2) 初動体制 ア 地震火災発生に伴う即時出動が可能な部隊は「<u>小牧市消防計画</u>」の定めるところによる。 3 市における措置	2 計画目標 (1) 消防隊の部隊運用 大地震の発生により火災等の災害が発生し、又は発生が予想される場合は、「小牧市地域防災計画」の定めるところにより、災害活動に専念するものとし、その組織は本計画によるほか「<u>震災消防計画</u>」の定めるところによる。 (2) 初動体制 ア 地震火災発生に伴う即時出動が可能な部隊は「<u>震災消防計画</u>」の定めるところによる。 3 市における措置	計画名称変更のための修正 計画名称変更のための修正

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 11 月修正）	修正（2024 年 11 月修正）	備考
140	(1) 大震火災防御計画の推進 (略) イ 大地震発生時における部隊運用 震度 5 弱以上の大地震が発生した場合は、「<u>小牧市消防計画</u>」によるものとする。	(1) 大震火災防御計画の推進 (略) イ 大地震発生時における部隊運用 震度 5 弱以上の大地震が発生した場合は、「<u>震災消防計画</u>」によるものとする。	計画名称変更のための修正
	第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
	第 1 節 医療救護	第 1 節 医療救護	
147	1 0 医薬品その他衛生材料の確保 (略) (7) 市は、<u>通常の輸送体制がとれない場合は</u>、ヘリコプター等による空輸を、県、警察又は自衛隊に要請する。 (略)	1 0 医薬品その他衛生材料の確保 (略) (7) 市は、<u>緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には</u>、ヘリコプター等による空輸を、県、警察又は自衛隊に要請する。 (略)	令和 6 年 1 月 30 日付消防災第 14 号消防庁国民保護・防災部防災課長通知に基づく修正
	第 2 節 防疫・保健衛生	第 2 節 防疫・保健衛生	
150	9 応援協力関係 <u>(追記)</u> (8) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。	9 応援協力関係 <u>(8) 県は必要に応じて、国等に対して J D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請するものとする。</u> (9) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。	愛知県災害時歯科保健医療活動ガイドライン（2023 年 5 月）に基づく修正
	第 8 章 交通の確保・緊急輸送対策	第 8 章 交通の確保・緊急輸送対策	
	第 1 節 道路交通規制等	第 1 節 道路交通規制等	
154	1 県警察における措置 (5) 緊急通行車両の確認等 ア 県公安委員会が災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条 <u>(追記)</u> の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の利用者は、「緊急通行車両<u>等届出書</u>」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。	1 県警察における措置 (5) 緊急通行車両の確認等 ア 県公安委員会が災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条 <u>第 1 項</u> の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の利用者は、「緊急通行車両<u>確認申出書</u>」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 11 月修正)	修正 (2024 年 11 月修正)	備考
	ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに <u>申請者</u> に交付する。	ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに <u>申出者</u> に交付する。	
	第 3 節 空港施設対策	第 3 節 空港施設対策	
156	2 県（名古屋空港事務所）における措置	2 県（名古屋空港事務所）における措置	表記の整理
157	(1) 施設の使用停止及び応急工事 県（名古屋空港事務所）は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設等が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する <u>措置を講じる</u> とともに、応急復旧工事を実施する。 (略) 3 自衛隊における措置 自衛隊は、県（名古屋空港事務所）が施設の利用を停止する <u>措置を講じた</u> 場合、又は台風、荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、航空機（乗組員）に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。	(1) 施設の使用停止及び応急工事 県（名古屋空港事務所）は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設等が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する <u>措置をとる</u> とともに、応急復旧工事を実施する。 (略) 3 自衛隊における措置 自衛隊は、県（名古屋空港事務所）が施設の利用を停止する <u>措置をとった</u> 場合、又は台風、荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、航空機（乗組員）に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。	表記の整理
	第 5 節 緊急輸送手段の確保	第 5 節 緊急輸送手段の確保	
159	4 緊急通行車両の<u>事前届出</u>及び確認 (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の <u>事前届出</u> を行うこととする。 (略)	4 緊急通行車両の<u>（削除）</u>確認 (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の <u>確認申出</u> を行うこととする。 (略)	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
	附属資料 様式第 49 号 緊急通行車両<u>等届出書</u> 様式第 50 号 緊急通行車両確認証明書 様式第 51 号 緊急通行車両の標章 様式第 52 号 運行記録簿 様式第 53 号 燃料及び消耗品受払簿 様式第 54 号 修繕費支払簿	附属資料 様式第 49 号 緊急通行車両<u>確認申出書</u> 様式第 50 号 緊急通行車両確認証明書 様式第 51 号 緊急通行車両の標章 様式第 52 号 運行記録簿 様式第 53 号 燃料及び消耗品受払簿 様式第 54 号 修繕費支払簿	
	第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第 2 節 要配慮者支援対策	第 2 節 要配慮者支援対策	
166	1 市における措置 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移	1 市における措置 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送	愛知県災害多言語支援センターの設置体

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 11 月修正)	修正 (2024 年 11 月修正)	備考
	送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u>	や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 (第 2 編災害予防 第 7 章に移動)	制の見直しを行っているため
	第 1 4 章 ライフライン施設等の応急対策	第 1 4 章 ライフライン施設等の応急対策	
	第 2 節 ガス施設対策	第 2 節 ガス施設対策	
182	1 東邦瓦斯株式会社における措置 (1) 災害対策本部の設置 (略) (震度 5 弱以上の地震が発生したときは、<u>(追記)</u> 防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。)	1 東邦瓦斯株式会社における措置 (1) 災害対策本部の設置 (略) (震度 5 弱以上の地震が発生したときは、<u>あらかじめ定められた</u> 防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。)	自社グループ防災業務計画の記載を踏まえた修正
	第 5 節 通信施設の応急措置	第 5 節 通信施設の応急措置	
185	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な防災関係機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や<u>復旧の状況等を関係機関に共有する。</u>	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な防災関係機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や<u>復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</u>	防災計画の修正による修正
187	3 市及び防災関係機関における措置 (4) 無料公衆無線 LAN サービス（フリーWi-Fi）の活用 (略) イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の<u>災害時モー</u>	3 市及び防災関係機関における措置 (4) 無料公衆無線 LAN サービス（フリーWi-Fi）の活用 (略) イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の<u>災害モー</u>	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが提供するサー

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 11 月修正)	修正 (2024 年 11 月修正)	備考
	<u>ド</u>への切替え 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の<u>災害時モード</u>への切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。	<u>ド</u>への切替え 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の<u>災害モード</u>への切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。	ビスの正式名称と表記統一のため
	第 15 章 住宅対策	第 15 章 住宅対策	
	第 5 節 住宅の応急修理	第 5 節 住宅の応急修理	
195	2 県における措置 <u>(1) 応急修理の実施</u> 県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。応急修理は、<u>居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する</u>ものであり、次のとおり実施する。 <u>(追記)</u> <u>(追記)</u> <u>ア</u> 応急修理を受ける者の範囲 <u>(イ)</u> 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 <u>(イ)</u> 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	2 県における措置 <u>(削除)</u> 県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。応急修理は、<u>「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」</u>をするものであり、次のとおり実施する。 <u>(1) 応急修理の実施</u> <u>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>(イ) 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u> <u>(イ) 修理の範囲</u> <u>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分</u> <u>(ウ) 修理の費用</u> <u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u> <u>(エ) 修理の期間</u> <u>災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u> <u>(オ) 修理の方法</u> <u>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</u> <u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> <u>(イ) 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u>	災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）の一部改正のため。 令和 5 年 4 月 1 日から適用

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 11 月修正)	修正 (2024 年 11 月修正)	備考
	<u>イ</u> 修理の範囲 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急処理を行うことが適当な箇所とする。 <u>ウ</u> 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 <u>エ</u> 修理の期間 地震災害が発生してから 3 か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6 か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 <u>(追記)</u> <u>(略)</u> 5 記録等 (1)住宅の応急修理を実施した場合 <u>ア</u> <u>住宅の応急修理申込書様式（附属資料：様式第 42 号）</u> <u>イ</u> <u>却下通知書様式（附属資料：様式第 42 の 2 号）</u> <u>ウ</u> <u>修理依頼書様式（附属資料：様式第 42 の 3 号）</u> <u>エ</u> <u>工事完了報告書様式（附属資料：様式第 43 号）</u> <u>オ</u> <u>住宅応急修理記録簿（附属資料：様式第 45 号）</u> <u>カ</u> <u>住宅応急修理に係る契約書、仕様書等</u> <u>キ</u> <u>住宅の応急修理関係支払関係証拠書類</u>	<u>b</u> 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 <u>(イ)</u> 修理の範囲 <u>居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。</u> <u>(ウ)</u> 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 <u>(エ)</u> 修理の期間 <u>(削除)</u> 災害が発生してから 3 か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6 か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 <u>(オ)</u> <u>修理の方法</u> <u>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</u> <u>(略)</u> 5 記録等 (1)住宅の応急修理を実施した場合 <u>ア</u> <u>住宅の応急修理(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)申込書様式（附属資料：様式第 42 号）</u> <u>イ</u> <u>住宅の応急修理(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)申込書様式（附属資料：様式第 42-2 号）</u> <u>ウ</u> <u>却下通知書様式（附属資料：様式第 42-3 号）</u> <u>エ</u> <u>緊急の修理に関する依頼書様式（附属資料：様式第 42-4 号）</u> <u>オ</u> <u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理依頼書様式（附属資料：様式第 42-5 号）</u> <u>カ</u> <u>工事完了報告書(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)様式（附属資料：様式第 43 号）</u> <u>キ</u> <u>工事完了報告書(日常生活に必要な最低限度の部分の修理)様式（附属資料：様式第 43-2 号）</u> <u>ク</u> <u>住宅応急修理記録簿（附属資料：様式第 45 号）</u> <u>ケ</u> <u>住宅応急修理に係る契約書、仕様書等</u> <u>コ</u> <u>住宅の応急修理関係支払関係証拠書類</u>	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 11 月修正)	修正 (2024 年 11 月修正)	備考																																																												
	第 4 編 災害復旧・復興	第 4 編 災害復旧・復興																																																													
	第 5 章 被災者等の生活再建等の支援	第 5 章 被災者等の生活再建等の支援																																																													
216	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第 1 節 罹災証明書の交付等</td><td>市</td><td>1 (1) 罹災証明書の交付等 1 (2) 被災者台帳の作成</td></tr><tr><td>(追加)</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr><tr><td>第 2 節 被災者への経済的支援等</td><td>市</td><td>1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け 1 (3) 市税等の減免等 1 (4) 義援金の受付、配分</td></tr><tr><td></td><td>日本赤十字社愛知県支部</td><td>2 義援金等の受付、配分</td></tr><tr><td></td><td>県社会福祉協議会</td><td>3 生活福祉資金の貸付</td></tr><tr><td></td><td>被災者生活再建支援法人 (公益財団法人 都道府県センター)</td><td>4 被災者生活再建支援金の支給</td></tr><tr><td></td><td>報道機関等</td><td>5 義援金品の受付、配分</td></tr><tr><td>第 3 節 住宅等対策</td><td>市</td><td>1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 相談窓口の設置</td></tr><tr><td></td><td>独立行政法人 住宅金融支援機構</td><td>2 (1) 住宅復興資金 2 (2) 住宅相談窓口の設置 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 罹災証明書の交付等	市	1 (1) 罹災証明書の交付等 1 (2) 被災者台帳の作成	(追加)	(追加)	(追加)	第 2 節 被災者への経済的支援等	市	1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け 1 (3) 市税等の減免等 1 (4) 義援金の受付、配分		日本赤十字社愛知県支部	2 義援金等の受付、配分		県社会福祉協議会	3 生活福祉資金の貸付		被災者生活再建支援法人 (公益財団法人 都道府県センター)	4 被災者生活再建支援金の支給		報道機関等	5 義援金品の受付、配分	第 3 節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 相談窓口の設置		独立行政法人 住宅金融支援機構	2 (1) 住宅復興資金 2 (2) 住宅相談窓口の設置 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第 1 節 罹災証明書の交付</td><td>市</td><td>1 (1) 罹災証明書の交付</td></tr><tr><td>第 2 節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</td><td>市</td><td>1 (1) 被災者台帳の作成 1 (2) 災害ケースマネジメントの実施</td></tr><tr><td>第 3 節 被災者への経済的支援等</td><td>市</td><td>1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け 1 (3) 市税等の減免等 1 (4) 義援金の受付、配分</td></tr><tr><td></td><td>日本赤十字社愛知県支部</td><td>2 義援金等の受付、配分</td></tr><tr><td></td><td>県社会福祉協議会</td><td>3 生活福祉資金の貸付</td></tr><tr><td></td><td>被災者生活再建支援法人 (公益財団法人 都道府県センター)</td><td>4 被災者生活再建支援金の支給</td></tr><tr><td></td><td>報道機関等</td><td>5 義援金品の受付、配分</td></tr><tr><td>第 4 節 住宅等対策</td><td>市</td><td>1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 相談窓口の設置</td></tr><tr><td></td><td>独立行政法人 住宅金融支援機構</td><td>2 (1) 住宅復興資金 2 (2) 住宅相談窓口の設置 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置</td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 罹災証明書の交付	市	1 (1) 罹災証明書の交付	第 2 節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	市	1 (1) 被災者台帳の作成 1 (2) 災害ケースマネジメントの実施	第 3 節 被災者への経済的支援等	市	1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け 1 (3) 市税等の減免等 1 (4) 義援金の受付、配分		日本赤十字社愛知県支部	2 義援金等の受付、配分		県社会福祉協議会	3 生活福祉資金の貸付		被災者生活再建支援法人 (公益財団法人 都道府県センター)	4 被災者生活再建支援金の支給		報道機関等	5 義援金品の受付、配分	第 4 節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 相談窓口の設置		独立行政法人 住宅金融支援機構	2 (1) 住宅復興資金 2 (2) 住宅相談窓口の設置 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
区 分	機関名	主な措置																																																													
第 1 節 罹災証明書の交付等	市	1 (1) 罹災証明書の交付等 1 (2) 被災者台帳の作成																																																													
(追加)	(追加)	(追加)																																																													
第 2 節 被災者への経済的支援等	市	1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け 1 (3) 市税等の減免等 1 (4) 義援金の受付、配分																																																													
	日本赤十字社愛知県支部	2 義援金等の受付、配分																																																													
	県社会福祉協議会	3 生活福祉資金の貸付																																																													
	被災者生活再建支援法人 (公益財団法人 都道府県センター)	4 被災者生活再建支援金の支給																																																													
	報道機関等	5 義援金品の受付、配分																																																													
第 3 節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 相談窓口の設置																																																													
	独立行政法人 住宅金融支援機構	2 (1) 住宅復興資金 2 (2) 住宅相談窓口の設置 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置																																																													
区 分	機関名	主な措置																																																													
第 1 節 罹災証明書の交付	市	1 (1) 罹災証明書の交付																																																													
第 2 節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	市	1 (1) 被災者台帳の作成 1 (2) 災害ケースマネジメントの実施																																																													
第 3 節 被災者への経済的支援等	市	1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け 1 (3) 市税等の減免等 1 (4) 義援金の受付、配分																																																													
	日本赤十字社愛知県支部	2 義援金等の受付、配分																																																													
	県社会福祉協議会	3 生活福祉資金の貸付																																																													
	被災者生活再建支援法人 (公益財団法人 都道府県センター)	4 被災者生活再建支援金の支給																																																													
	報道機関等	5 義援金品の受付、配分																																																													
第 4 節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 相談窓口の設置																																																													
	独立行政法人 住宅金融支援機構	2 (1) 住宅復興資金 2 (2) 住宅相談窓口の設置 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置																																																													
	第 1 節 罹災証明書の交付等	第 1 節 罹災証明書の交付 (削除)																																																													
217	1 市における措置 (1) 罹災証明書の交付 市は、(中略) 住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。 (2) 被災者台帳の作成	1 市における措置 (表題の削除) 市は、(中略) 住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。 (修正後第 2 節に記載)	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理																																																												

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 11 月修正）	修正（2024 年 11 月修正）	備考
	<u>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u> (略)	(略)	
217	(追加)	第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	
217	1 市における措置 (2) 被災者台帳の作成 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める <u>(追記)</u>	1 市における措置 (1) 被災者台帳の作成 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 (2) 災害ケースマネジメントの実施 <u>市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。</u> <u>取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</u>	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
217	第2節 被災者への経済的支援等	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	
218	第3節 住宅等対策	第4節 住宅等対策	
	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	
	2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	
224	10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設 (略) イ 個別事項 ① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置 <u>(追記)</u> ② 県立学校にあつては、次に掲げる事項 <u>(追記)</u> (略) ③ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項 <u>(追記)</u>	10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設 (略) イ 個別事項 ① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置 <u>を定めることとする。</u> ② 県立学校にあつては、次に掲げる事項 <u>を定めることとする。</u> (略) ③ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項 <u>を定めることとする。</u>	表記の修正

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 11 月修正）	修正（2024 年 11 月修正）	備考												
	(略) (2) 公共土木施設等 ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等 <u>(追記)</u> イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置 <u>(追記)</u>	(略) (2) 公共土木施設等 ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等 <u>について定めるものとする。</u> イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置 <u>を定めることとする。</u>													
	別紙 東海地震に関する事前対策	別紙 東海地震に関する事前対策													
	第 4 章 発災に備えた直前対策	第 4 章 発災に備えた直前対策													
	第 4 節 道路交通対策	第 4 節 道路交通対策													
258	1 県公安委員会における措置 (略) (6) 緊急輸送車両の確認 ア 緊急輸送車両の確認 県公安委員会が大震法第 24 条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第 12 条 <u>(追記)</u> の規定により緊急輸送車両の確認を行う。 イ 緊急輸送車両の確認届出 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、 「緊急通行車両 <u>等届出書</u> 」を、県（尾張事務所）又は県公安委員会の事務担当部局（小牧警察署）等に提出するものとする。 ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 県又は県公安委員会は、緊急輸送車両であると確認したときは、 「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに <u>申請者</u> に交付する。	1 県公安委員会における措置 (略) (6) 緊急輸送車両の確認 ア 緊急輸送車両の確認 県公安委員会が大震法第 24 条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第 12 条 <u>第 1 項</u> の規定により緊急輸送車両の確認を行う。 イ 緊急輸送車両の確認届出 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、 「緊急通行車両 <u>確認申出書</u> 」を、県（尾張事務所）又は県公安委員会の事務担当部局（小牧警察署）等に提出するものとする。 ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 県又は県公安委員会は、緊急輸送車両であると確認したときは、 「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに <u>申出者</u> に交付する。	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正												
259	<table><tr><td>附属資料</td><td>様式第 49 号 緊急通行車両<u>等届出書</u></td></tr><tr><td></td><td>様式第 50 号 緊急通行車両確認証明書</td></tr><tr><td></td><td>様式第 51 号 緊急通行車両の標章</td></tr></table> <u>(追記)</u>	附属資料	様式第 49 号 緊急通行車両 <u>等届出書</u>		様式第 50 号 緊急通行車両確認証明書		様式第 51 号 緊急通行車両の標章	<table><tr><td>附属資料</td><td>様式第 49 号 緊急通行車両<u>確認申出書</u></td></tr><tr><td></td><td>様式第 50 号 緊急通行車両確認証明書</td></tr><tr><td></td><td>様式第 51 号 緊急通行車両の標章</td></tr></table> <u>(7) 緊急輸送車両確認の効力</u> <u>大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条第 1 項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令</u>	附属資料	様式第 49 号 緊急通行車両 <u>確認申出書</u>		様式第 50 号 緊急通行車両確認証明書		様式第 51 号 緊急通行車両の標章	
附属資料	様式第 49 号 緊急通行車両 <u>等届出書</u>														
	様式第 50 号 緊急通行車両確認証明書														
	様式第 51 号 緊急通行車両の標章														
附属資料	様式第 49 号 緊急通行車両 <u>確認申出書</u>														
	様式第 50 号 緊急通行車両確認証明書														
	様式第 51 号 緊急通行車両の標章														

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 11 月修正）	修正（2024 年 11 月修正）	備考
		<u>第 33 条第 5 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。</u>	
	第 1 1 節 病院、診療所	第 1 1 節 病院、診療所	
263	1 市、病院、診療所における措置 (1) 市は警戒宣言が発せられたときは、小牧市医師会に <u>医療救護班の編成</u> を要請するとともに、小牧市歯科医師会及び小牧市薬剤師会に活動の準備を要請する。	1 市、病院、診療所における措置 (1) 市は警戒宣言が発せられたときは、小牧市医師会に <u>医師の派遣</u> を要請するとともに、小牧市歯科医師会及び小牧市薬剤師会に活動の準備を要請する。	令和5年11月20日付の「災害時の医療救護に関する協定」に則した表現
	第 1 3 節 緊急輸送	第 1 3 節 緊急輸送	
265	5 緊急輸送車両の事前届出及び確認 (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の <u>事前届出</u> を行うこととする。 (2) 略	5 緊急輸送車両の事前届出及び確認 (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の <u>確認届出</u> を行うこととする。 (2) 略	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正及び表記の整理